

# 第1章 教育を取り巻く動き

---



# 江東区教育振興基本計画

本計画は、「江東区基本構想」、「江東区長期計画」を上位計画とする分野別計画であり、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく江東区教育振興基本計画です。

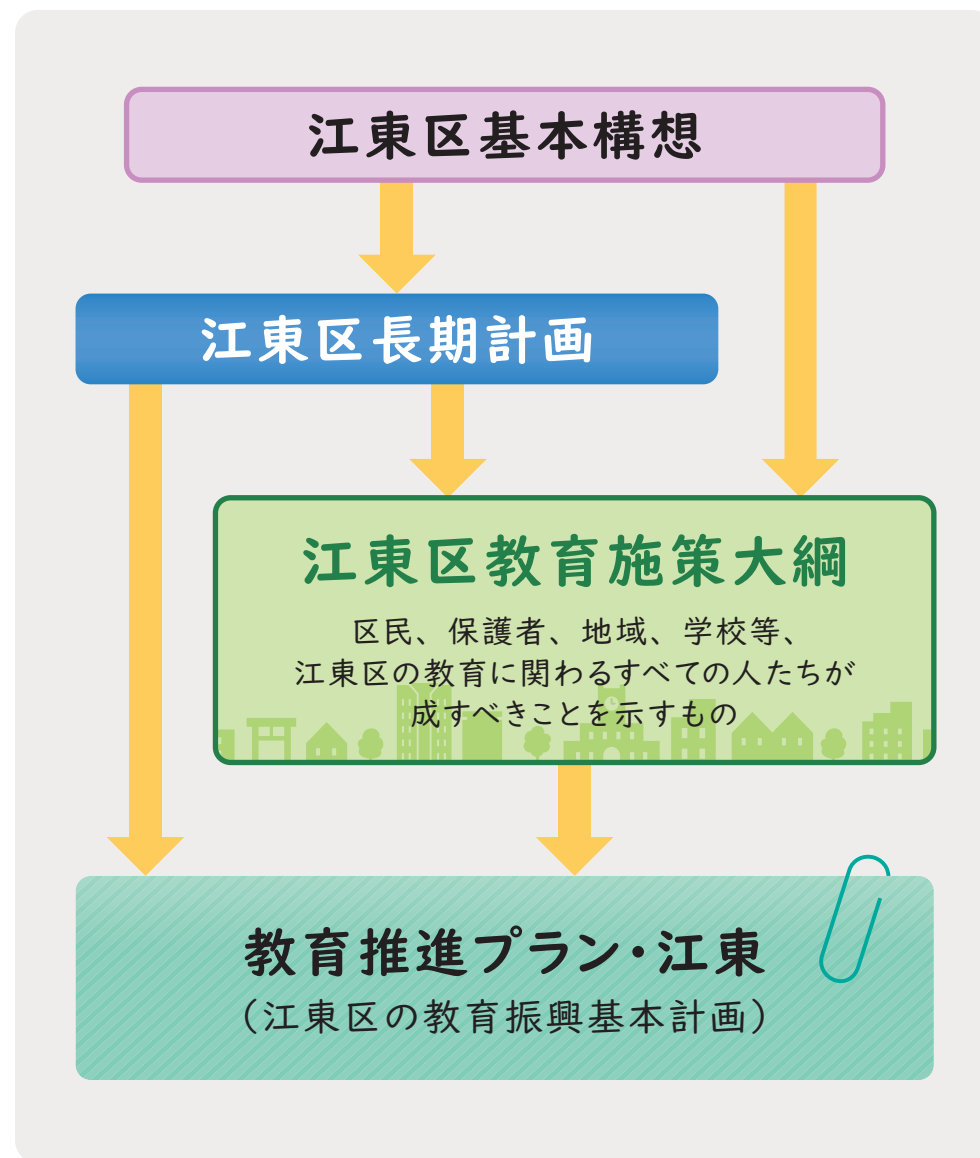
この度、「第2期江東区長期計画（後期）（令和7～11年度）」が策定されたこと、また、教育推進プラン・江東（第2期）の最終年度を迎え、これまでの事務事業の執行状況を評価・検証して必要に応じた調整及び見直しを行うとともに、こどもや保護者、区民が区の教育行政に求める新たなニーズや課題等を反映させる必要があることから、「教育推進プラン・江東（第3期）」（令和8～12年度）を策定しました。

策定にあたっては、こどもや保護者、区民の教育行政に対するニーズや課題等を抽出するために実施した意識調査、こどもからの意見聴取のために実施した3つの取組、パブリックコメント、外部の有識者や公募区民、保護者代表、関係団体代表で構成される計画の策定委員会等、様々な手段によって広く意見をいただき、計画に反映しました。

## 教育推進プラン・江東の位置付け

教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく江東区教育振興基本計画

「江東区基本構想」、「江東区長期計画」を上位計画とする教育部門の分野別計画



## 2 国及び東京都の動き

### 国では

国は、令和5年6月に「第4期教育振興基本計画」を策定しました。この計画では、2つのコンセプトを掲げるとともに、5つの基本的方針と16の目標が示されています。

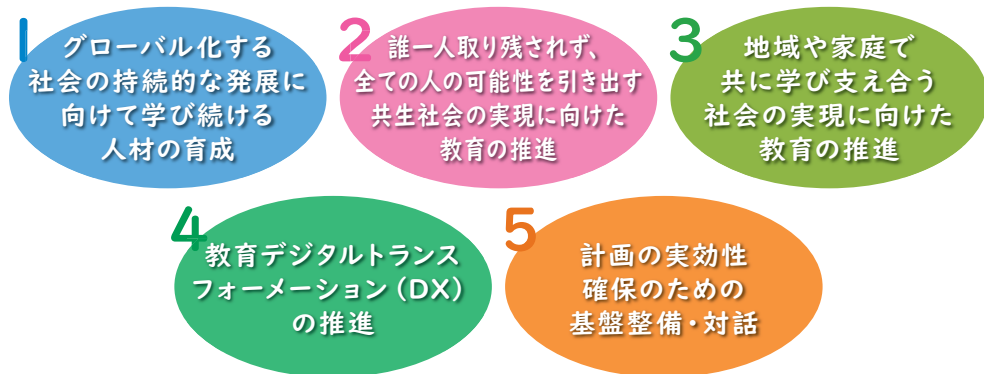
また、教育課程やその基準となる学習指導要領について、概ね10年ごとに改訂を行っています。現在の学習指導要領は、幼稚園は平成30年度、小学校等は令和2年度、中学校等は令和3年度から実施していますが、改訂に向けて令和6年12月に文部科学大臣による諮問が中央教育審議会になされました。この諮問を受けて、中央教育審議会では議論を進め、令和8年度中に答申するとしています。国は、この答申を受け、学習指導要領の改訂を行う予定です。

#### ▶ 2つのコンセプト

持続可能な社会の  
創り手の育成

日本社会に根差した  
ウェルビーイングの向上

#### ▶ 5つの基本的方針



出典：文部科学省「第4期教育振興基本計画」より

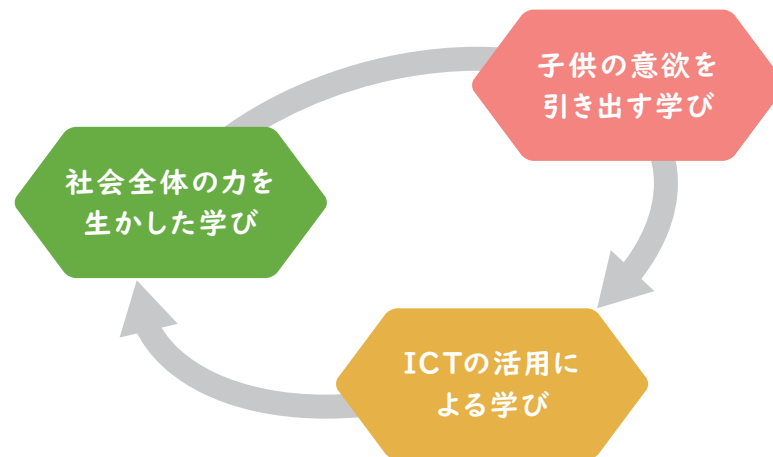
### 東京都では

東京都は、令和3年3月に策定した「東京都教育施策大綱」で「誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望を持って、自ら伸び、育つ教育」を東京都の目指す教育として掲げました。この目指す教育の実現のため、3つの基軸を「東京型教育モデル」として位置づけています。

さらに、令和7年3月に新たな「東京都教育施策大綱」を策定し、「東京型教育モデル」をバージョンアップして、「次世代の学びの基盤を作るプロジェクト[LPX(Learning Platform Transformation)]で教育を変えていく」、「今の学びのあり方を見直し「新たな教育のスタイル」に変革」の2つを新たに掲げています。

また、東京都の教育振興基本計画である「東京都教育ビジョン(第5次)」が令和6年3月に策定され、令和6年度から令和10年度を計画期間として、施策展開の基本的な方針と方向性が示されています。

#### ▶ 「東京の目指す教育」の実現に向けた3つの学び



出典：東京都教育庁「東京都教育施策大綱」より

# 3 江東区の現状

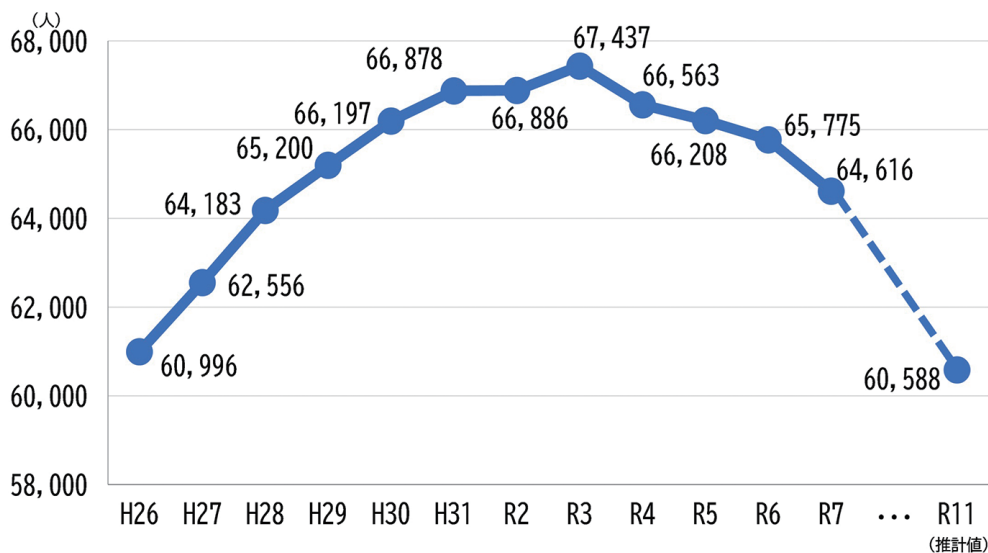
## 区の年少人口の推移

本区の年少人口（0～14歳）は、これまでは増加傾向にありましたが、令和3年をピークに減少傾向に転じました。

江東区長期計画（後期）における計画人口の推計値によると、令和11年には6.1万人まで減少する見込みです。

しかしながら、臨海部など地区によっては依然として開発が活発に進められており、引き続き開発動向を注視しながら、地区の人口動向に応じた取組を推進する必要があります。

● 本区の年少人口（0～14歳）の推移



出典：平成26年から令和7年 住民基本台帳人口（1月1日時点）  
令和11年 江東区長期計画（後期）P20「Ⅱ. 計画の前提」[1. 計画人口]より

## さらなるこどもの多様化

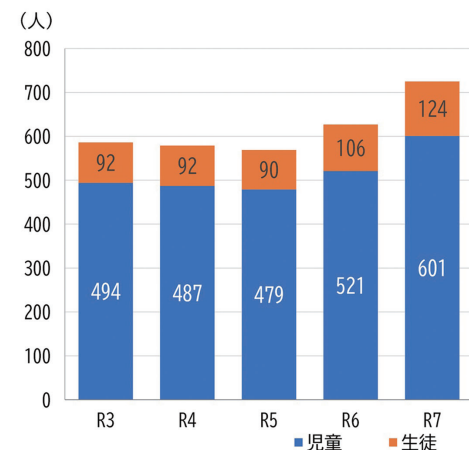
本区の区立小学校・義務教育学校（前期課程）では全校に特別支援教室を設置していますが、当該教室に入級している児童数は、令和3年度までは右肩上がり増加してきました。そこから令和5年度まではほぼ横ばいでしたが、令和6年度以降は再び増加に転じています。

また、令和2年度に、区立中学校・義務教育学校（後期課程）においても、全校に特別支援教室を設置しました。児童と同様に令和5年度まではほぼ横ばいとなっていますが、令和6年度以降増加しています。

また、日本語指導が必要な児童・生徒のうち外国籍の児童・生徒数について、一時減少傾向にありましたが、再び増加傾向にあります。

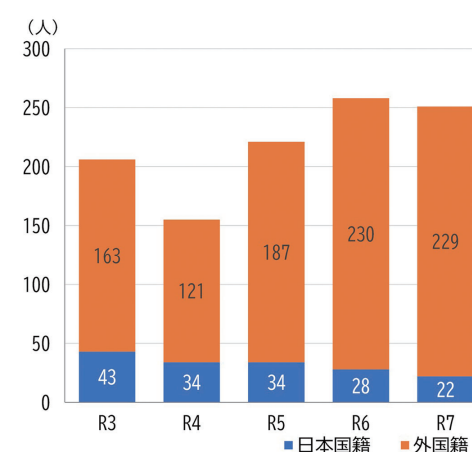
子どもたちの多様化は、第2期教育推進プランの策定時より一層進んでおり、個別のニーズに応じた取組をさらに推進していく必要があります。

● 本区の特別支援教室（ひまわり・つばさ教室）に入級している児童・生徒数の推移



出典：学級編成等調査（各年度5月実施）

● 本区の日本語指導が必要な児童・生徒数の推移



出典：日本語指導が必要な児童・生徒の受入状況等に関する調査（各年度5月実施）

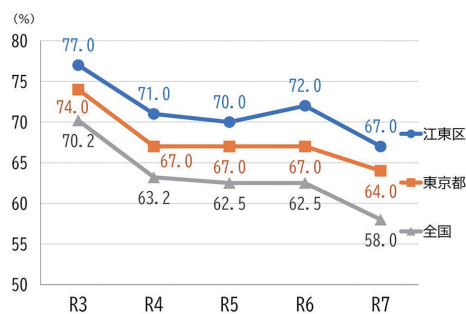
## 学力・体力の状況

「全国学力・学習状況調査」の実施結果のうち、小学校（義務教育学校）6年生の国語と算数および中学校3年生（義務教育学校9年生）の国語と数学について、本区の正答率の平均は、中学校の数学のうち令和4年度と令和6年度を除き、すべての年度、教科で東京都及び全国の平均を上回っています。

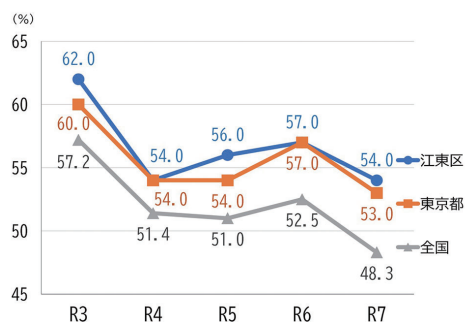
また、「東京都児童・生徒体力・運動能力調査」の実施結果のうち、小学校（義務教育学校）5年生および中学校2年生（義務教育学校8年生）の握力や50M走など計8種目の結果から80点満点で数値化した「体力合計点」の本区の平均は、令和7年度では小・中学校ともに全国平均を下回っています。

### ●「全国学力・学習状況調査」における平均正答率の推移

小学校（義務教育学校）6年生・算数

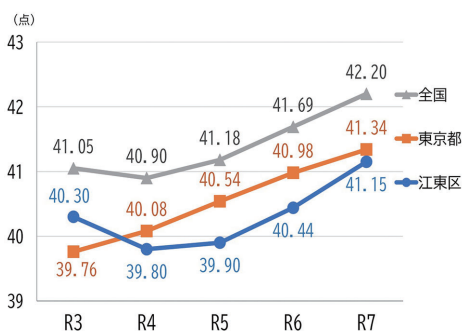


中学校3年生（義務教育学校9年生）・数学

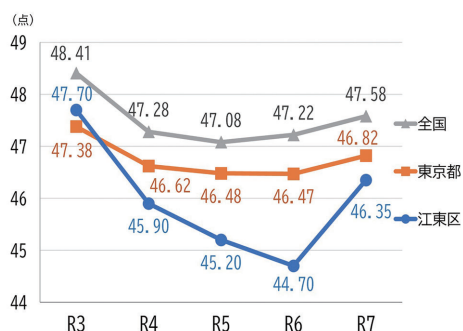


### ●「東京都児童・生徒体力・運動能力調査」における「体力合計点」（平均）の推移

中学校2年生（義務教育学校8年生）・男子



中学校2年生（義務教育学校8年生）・女子

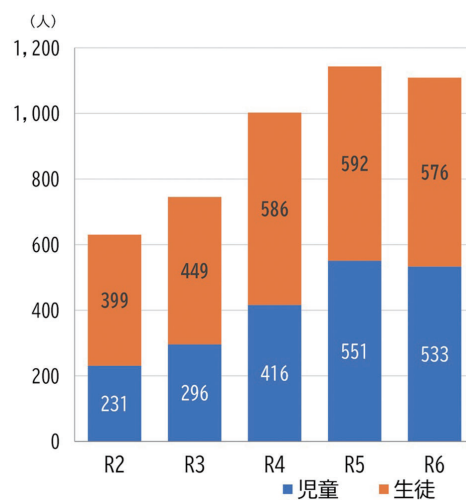


## 不登校・いじめの状況

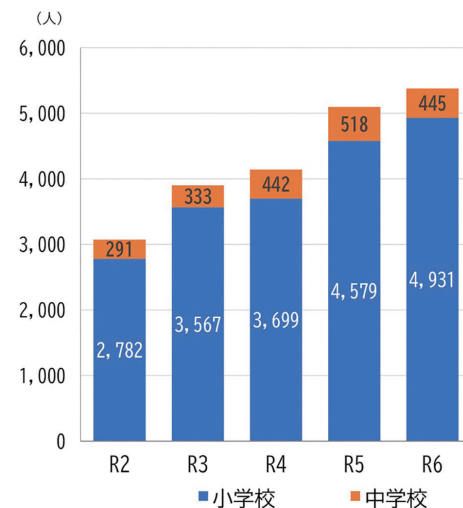
不登校のこどもの数は、全国的に年々増加しています。本区においても、令和2年度から令和5年度まで不登校のこどもの数は右肩上がり増加していましたが、令和6年度では減少に転じています。

また、いじめの認知件数について、令和2年度以降、増加傾向にあります。ただし、増加の原因については、いじめの早期発見に向けた取組を推進していることも考慮する必要があります。

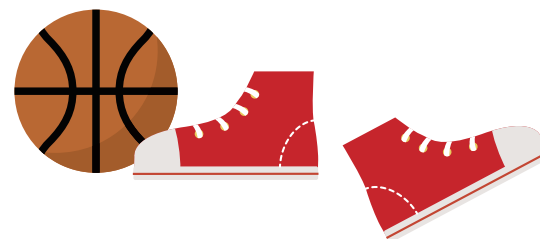
### ●不登校児童・生徒数の推移



### ●いじめの認知件数の推移



出典：業務取得



# 4 江東区こどもの権利に関する条例

令和7年3月13日に、令和7年第一回区議会定例会において「江東区こどもの権利に関する条例」が可決され、令和7年4月1日に施行されました。

この条例は、こどもの健やかな育ちを支え、こどもの最善の利益が尊重される社会を実現するために、こどもの権利に関する基本的な事項を定めた条例です。

教育委員会では、すべてのこどもが「みんな、かがやく!」ために、この条例の考え方を常に取り入れながら、施策を推進します。

## 江東区こどもの権利に関する条例 前文

### こどものみなさん

みなさんは、誰一人代わりのいないかけがえのない存在です。

すべての人は、生まれた時から一人の人間として幸せに生きる権利を持っています。みなさんは、命が守られ、安心して育つことができます。まわりの人の愛情のもとで遊び、休み、学び、自分らしく暮らしていくことができます。

みなさんは、自分の意志で自分に合った選択をすることができます。しかし、成長の途中であるみなさんは守られる存在でもあり、まわりの人からの助けが必要になる場合があります。そのために私たちおとなは、みなさんを守るため、みなさん一人ひとりの声を大切に受け止め、みなさんにとって最もよいことができるように考えていかなければなりません。

みなさんは、人種や性別、障害や病気のあるなしなどにかかわらず、いかなる差別も受けません。誰もが同じように大切にされます。みなさんは、様々な活動の場に参加し、自分の意見や思いをあなたらしい方法で

表現することができます。

もし、みなさんが悩んだり、不安になったり、困ったりすることがあったら、おとなに相談したり、助けてもらうことができます。私たちおとなは、みなさんの立場に寄り添い、みなさんにとって一番よいことを一緒に考えていきます。

江東区には、地域に温かい思いやりの心が息づいています。私たちおとなは、地域全体でみなさんを見守り、みなさんを全力で応援します。未来を担うみなさんは、たくさんの可能性であふれています。たとえ失敗しても何度でもやり直せます。

江東区は、こどもの権利をみなさんやおとなに理解してもらえるように伝えていきます。そして、みなさん一人ひとりが大切にされ、誰もが自分自身は生まれてきてよかったと思える社会を目指して、この条例を定めます。



江東区こどもの権利に関する条例